

○国土交通省告示第四百十九号

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損害のてん補額の決定以外のものを委託した組合の名称に変更があつたので、平成九年運輸省告示第四百七十四号の一部を次のように改正する。

平成十七年四月七日

国土交通大臣 北側 一雄

「全国労働者共済生活協同組合再共済連合会」を「全国労働者共済生活協同組合連合会」に改める。